

2019年10月17日

台風19号に伴い被災された地域にお住まいのお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風19号に伴い被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

ミライフ株式会社は台風19号の影響で災害救助法が適用された地域および隣接する地域のうち、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

1. 対象者

当社と電気のご契約をされている対象地域にお住まいのお客さま

2. 対象地域

【茨城県】

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町

【栃木県】

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

【群馬県】

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町

【埼玉県】

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町

【東京都】

墨田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町

【神奈川県】

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、

南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村

【山梨県】

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村

【静岡県】

伊豆の国市、田方郡函南町

【長野県】

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

<上記地域に隣接する地域>

【茨城県】

古河市、下妻市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、結城郡八千代町、猿島郡境町

【栃木県】

小山市、真岡市、那須烏山市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町

【群馬県】

伊勢崎市、北群馬郡榛東村、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡大泉町

【埼玉県】

加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、蓮田市、ふじみ野市、白岡市

【千葉県】

銚子市、野田市、柏市、香取市、香取郡東庄町

【東京都】

中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、調布市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市

【神奈川県】

横浜市、藤沢市、大和市、綾瀬市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡開成町、足柄下郡真鶴町

【山梨県】

甲府市、甲斐市、中央市、中巨摩郡昭和町、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村

【静岡県】

沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士宮市、御殿場市、裾野市、伊豆市、駿東郡小山町

【長野県】

上水内郡信濃町、北安曇郡小谷村、北安曇郡白馬村、上水内郡小川村、大町市、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、木曾郡木祖村、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、駒ヶ根市、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、下伊那郡大鹿村

■参考

内閣府発表

「災害救助法の適用状況」 http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※「災害救助法の適用都道府県」は、適宜更新されますので、最新の状況については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

3. 特別措置の内容

(1) 支払い期日の1ヵ月延長

・2019年9月分※、10月分、11月分および12月分の電気料金について、支払い期日を1ヵ月延長いたします。

※9月分については、支払い期日が災害救助法の適用日（10月12日）以降となる地域にお住まいの方が対象となります。

(2) 不使用月の電気料金の免除

・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2020年3月末日までの間は復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

4. 特別措置の申し込み方法

特別措置のお申込みについては、当社電力コールセンターまでご連絡ください。

お問合せ・お申込み先
ミライフ株式会社
【住所】東京都港区三田三丁目5番27号
【電話】0120-25-3012
【受付時間】9:00-17:30（土・日・祝日を除く）
ミライフ電力コールセンター